

に述べた霍木海が諸路の站赤を總管した時代及び、至元七年以來諸站都統領使司の管掌した時代を通じて、同様であつたと見るべきであらう。

諸站都統領使司は至元十三年になつて、その所屬も名稱も改められて、兵部の所管以外に獨立した機關となり、通政院と稱することになつた。經世大典站赤二に、

〔至元〕十三年正月十五日諸站都統領使司言。伏シテオモフニ 自ニ大元國立國ニ以來。軍站ヲ爲レ重シト。至元七年上命設シテ立本司ヲ。掌セシム管漢站ヲ。兀良哈解・翰（幹之）脫哥・霍木海三人同トモニ事ヲ。照シ依樞密院例ニ。委ネテ各處達魯花赤・管民正官ニ兼管セシメ。遇ハズルニ有ニ裁決不定事務ノ。止申ダス本司ニ。乞更フ官署之名ヲ。省部行シテ移翰林院ニ。擬シ改爲ニ通政院ト。奏奉シテ聖旨ヲ。何用ゾ此名ヲ。回シ奏爲ス行シ移公文ニ之用ヲ。上曰ク。既爾與ニ之可也ト。十八日都省命降鑄シテ印信ヲ。改立ニ通政院ト。訖シメ。

と記されて居る。この奏に依ると、單に諸站都統領使司といふ官衙が通政院と名を改めたに過ぎず、所屬の如きは矢張り兵部の下に在つて變りはなかつたかの如くにも思はれるけれども、然も實は兵部から離れて獨立の院となつたものであることは前にも引いた通り、至大四年三月二十三日の中書省の奏に、前には站赤が兵部に屬して居つたが、後に通政院に屬することになつたといひ、また後に述べる通りに、通政院が站の整治を怠つたので、再びこれを兵部に屬せしめることになつたことに依つても知ることが出来る。

さて諸站都統領使司の管掌の範圍は單に漢地の驛站に止まり、蒙古站はその以外に屬したもので、こゝに引いた至元十三年諸站都統領使司の言にも、「至元七年上命設ニ本司ヲ。掌シ管漢站ト」と見えて居るのはその證である。至元元年に漢站を改革し、霍木海をして使臣を起す數や鋪馬の強弱を提領せしめたことは前述の通りであるから、當